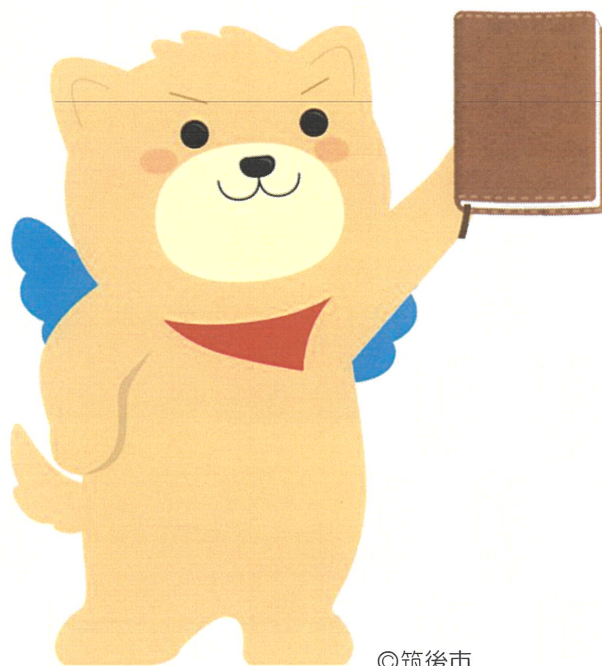


第3次筑後市子ども読書活動推進計画

2024 - 2028



©筑後市

令和6年（2024年）3月

筑後市教育委員会

目次

第1章 計画策定の背景	1
1. 子ども読書活動の意義	
2. 筑後市における子どもの読書の現状	
第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	5
1. 計画の趣旨	
2. 計画の目標	
3. 計画の期間	
第3章 子どもの読書活動の推進	8
1. 家庭	
2. 地域	
3. 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育	
4. 学校	
5. 図書館	
用語集	24

- 資料1 「第1章2. 図1～4データ」
- 資料2 「筑後市立図書館アウトリーチサービス」
- 資料3 「筑後市小学校読書会・読書ボランティア」
- 資料4 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
- 資料5 「筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」
- 資料6 「筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会委員」

第1章 計画策定の背景

1. 子ども読書活動の意義

子どもは、自身の読書体験や周りにいる大人から読み聞かせ（※1）してもらうことにより、想像力を働かせ、未知の世界を知り、日常の直接体験では得られない発見や様々な出会いをします。その体験によって視野が広がり、言葉を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手掛かりにもなります。子どもにとって多くの情報や知識を得ることは、将来への夢や希望を持つことにつながります。

さらには、「読書活動」には、子どもの成長に不可欠な、正しい判断力を持ち、「いのち」の大切さを感じとり、思いやりの心と生きる力を見出すはたらきがあるといわれています。子どもの健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を家庭や学校、図書館等の地域社会全体で推進していく必要があります。

2. 筑後市における子どもの読書の現状

はじめに

令和2（2020）年から新型コロナウイルス感染症のまん延により、多くの読書推進活動が停滞する厳しい状況となりました。子どもの健全で心豊かな成長を支える読書は、家庭、地域、学校等の教育機関、行政が協力し合い、社会全体で取り組みを行うことが必要です。今後も感染予防対策に留意しながら、各関係機関との連携を強化し、子どもの成長過程に応じた読書活動の充実を図ります。

筑後市では、平成16（2004）年2月から10か月児を対象にブックスタート（※2）事業を開始し、2冊の絵本とともに、保護者の語りかけや読み聞かせの大切さを保護者へ伝えていきます。平成20（2008）年4月には、少しでも早い時期に実施した方が良いという考えから、ブックスタート対象を4か月児に変更しました。

平成23（2011）年12月に中央公民館図書室から移行した市立図書館では、児童書コーナーにおはなし広場ができ、毎週土曜日におはなし会（※3）を開催しています。子育て支援拠点施設（おひさまハウス）でも、月に2回おはなし会を開催しています。いずれも、読書ボランティア（※4）の皆さ

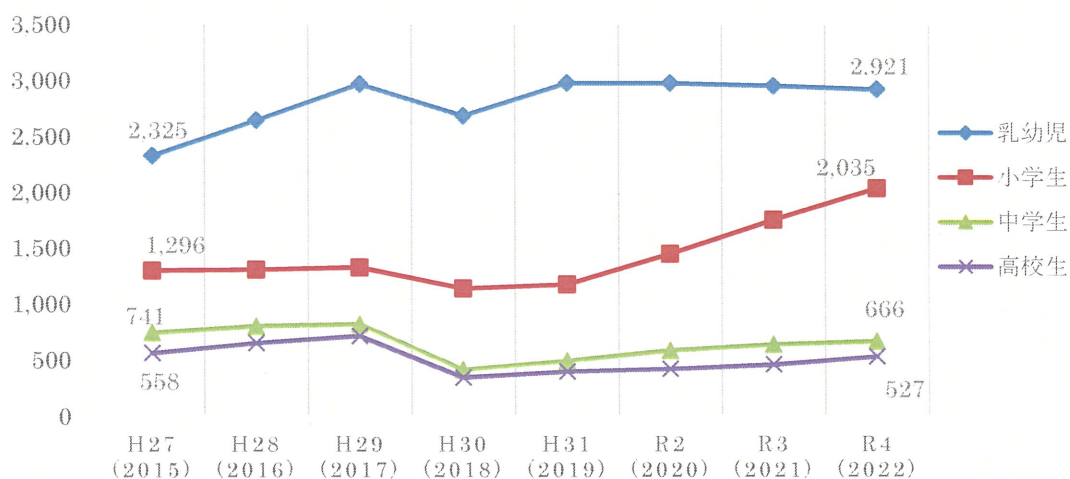
んが生き生きと活動を行っています。

平成18（2006）年度から開始した市内の小・中学校向団体貸出（※5）や平成23（2011）年度から開始した幼稚園・保育所（園）・学童保育所（平成25（2013）年度より開始）向けに、絵本・読みもの・先生用を選書したセットを貸出するなど、子どもの読書環境の充実に努めています。令和5（2023）年8月現在、市内15カ所の幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育（以下「幼稚園・保育所（園）等」という。）、13カ所の学童保育所にセット貸出を行っています。

また、令和4（2022）年度末には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（※6）を活用し、移動図書館車（※7）としょま〜る号を導入しました。従来の団体貸出の配送だけでなく、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）や北部交流センター（チクロス）で貸出を行うとともに、市内幼稚園・保育所（園）等へ出向き、子どもたちや先生方へ貸出を行っています。

市内の幼稚園・保育所（園）等・学校のそれぞれの現場においても、子どもの読書活動について取り組んでおり、市立図書館との連携や情報の共有が必要だと言えます。そのため引き続き、子どもを取り巻く家庭や学校、市立図書館など地域社会全体での連携した取り組みが大切だと言えます。継続して、子どもの読書への関心を高めるとともに、読書の質を高める取り組みも必要であると考えます。

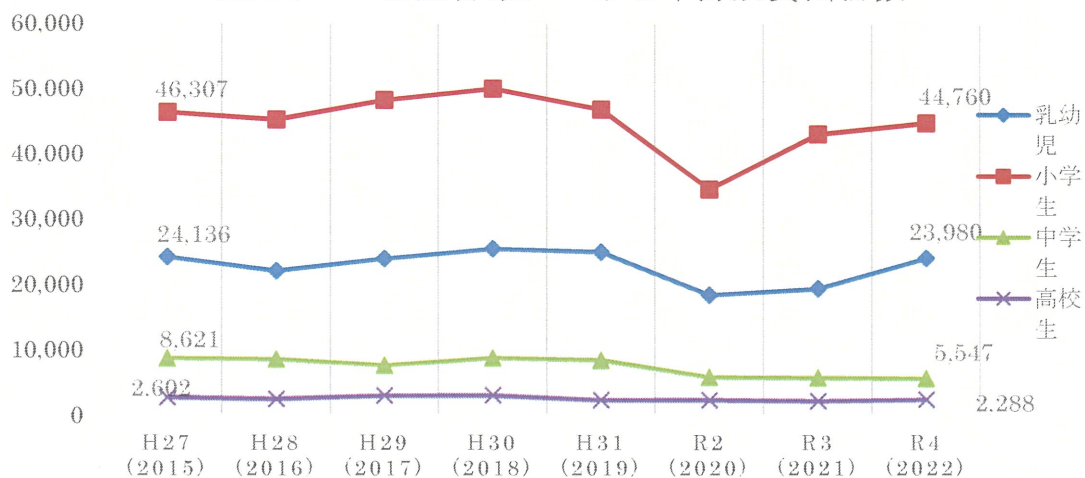
（図1）市立図書館における年齢別利用登録者数



さて、市立図書館での子どもの利用登録者状況をみると、毎年小学生の登録者数が顕著に増加しています。これは、平成21（2009）年8月から4か月児健診時に行っているブックスタートの際、乳児へ本と一緒に市立図書

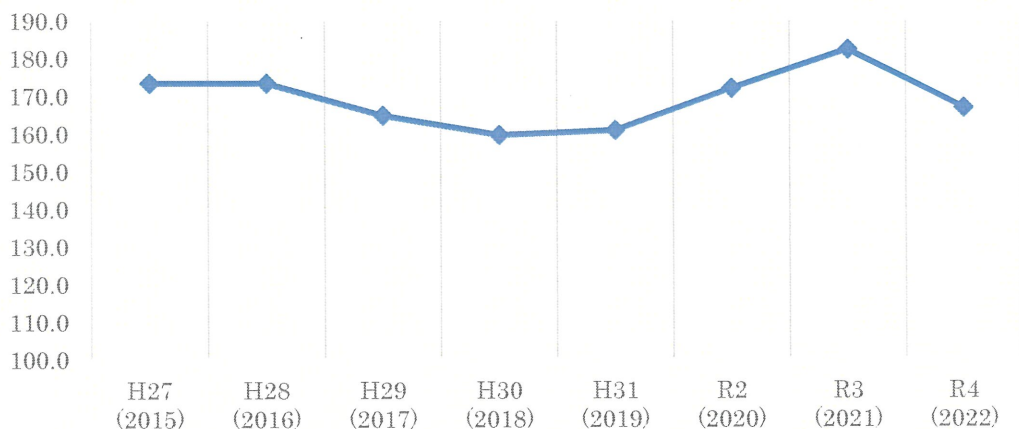
館の利用カードを渡した後も継続して利用されているからと考えられます。中・高生はほぼ横ばい状態となっています。平成26(2014)年度から、6年間無利用の利用者は除籍しているため、グラフの利用登録者数は実数に近いと考えられます。(図1参照)

(図2) 市立図書館における年齢別貸出冊数

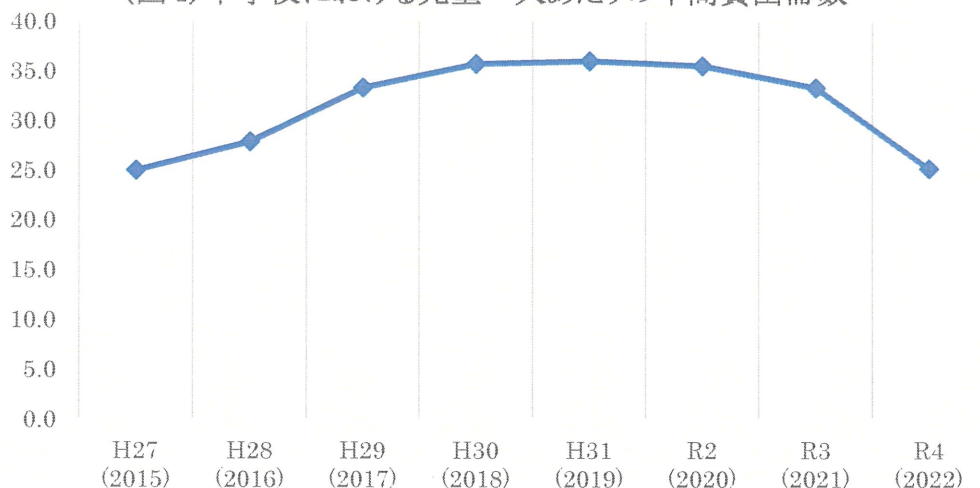


コロナ禍で落ち込んだ貸出冊数も、乳幼児・小学生は、徐々に回復傾向にあります。中高生は、ここ数年は横ばい状態です。小学生の時期には、本にふれる機会が多い環境にありますが、中学校・高校と進むと、学業や部活動などに時間が取られたり、デジタル機器の個人所有が進み、SNSなどのコミュニケーションツールや動画配信サービスの多様化と拡大化が進むことにより、その利用時間が増加したりしたことで、読書量は減少する傾向にあります。(図2参照)

(図3) 小学校における児童一人あたりの年間貸出冊数



(図4) 中学校における児童一人あたりの年間貸出冊数



小・中学校における児童・生徒1人あたりの貸出冊数は、小学校においては、平成27(2015)年度以降は横ばいに近い状態です。(図3参照)

中学校においては、平成27(2015)年度以降、貸出冊数は増加傾向にありました。令和4(2022)年度は前年度と比べて大きく減少していますが、生徒が一度に借りることのできる冊数について3冊の上限を設定した学校において、貸出冊数が前年度と比べておよそ半減したためです。(図4参照)

小・中学校においては、令和3(2021)年度からGIGAスクール構想(※8)による1人1台端末環境の実現により、調べ学習に学校図書館の資料を使う機会が減少しています。また、インターネットメディアの発達に伴い、家庭で読書に充てる時間は減少していると考えられます。

一方で、各学校では朝の読書活動(※9)や読書ボランティアによる読み語り活動を通して、児童・生徒が本に親しむ場面を設けています。また、学校図書部会を中心として、授業で扱う教材と関連する本についてまとめたレファレンスリストを作成することで、図書館資料を有効活用することができるようにするとともに、児童・生徒がより興味をもって図書を手に取れるようにしています。

児童1人あたり貸出数と生徒1人あたり貸出数を比べると、貸出数に相当な差があります。これは、低学年の児童がおもに借りる本が、絵本や文章が少なめの読み物であることに加え、中学生は部活動や学習塾等の習い事により小学生と比べて時間の余裕が少ないことが理由として考えられます。

※図1～4のデータ詳細については、資料1(P27)をご参照ください。

第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

子どもの読書活動を推進するためには、あらゆる機会と場所においてすべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を整備することが必要です。ここでいう子どもとは0歳から18歳までのことであり、その年齢によって適する本や読書能力もさまざまです。そこで筑後市では、子どもの発達段階を乳児期、幼児期、小学生、中学生から高校生の4つに分け、子どもの成長に応じた読書環境を考えていきます。

○乳児期（満1歳未満）

子どもは言葉の意味を理解できませんが、声そのものから気持ちをしっかり感じています。愛情溢れる言葉を浴びることは、家族のきずなを育む第一歩となります。多くの言葉を耳にすることは、言葉を覚えていく上でも必要なことです。絵本を言葉かけのツールとして上手に利用し、コミュニケーションを取ることは、子どもに信頼や安心感を与え、成長するための安定した基盤を形成していきます。この時期、家庭での読み聞かせが中心となるため、保護者への読書支援が重要となります。

○幼児期（満1歳から小学校就学前まで）

前期 1歳～3歳

ブックスタートで保護者に伝えているように、子どもとの心のふれあいのために、絵本を媒体にして親子のふれあいの時間を取ることで、親子の信頼関係が育まれます。また、2歳の頃には、ふれあいのための手段から知育絵本へ移行し、3歳になる頃には、絵本の内容を楽しむ絵本読みが出来るようになります。

後期 4歳～就学前

成長に伴い、文字も少しずつ読めるようになり、絵本への興味も出てきます。しかし自分で本を読んで内容を理解するのはまだ難しく、主に大人からの読み聞かせが読書活動の中心となります。この時期に本に親しませることは、その後の読書能力の発達に大きく影響しますので、家庭以外にも、幼稚園や保育所（園）等、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）、市

立図書館等の公的機関で行われている読み聞かせやおはなし会で、本と接する機会を多数設けることが必要です。

○小学生

読み書きも覚え、自分で本を選び、読むことができるようになります。年齢を重ねるにつれ、深い内容の物語も楽しめるようになりますが、読書能力に個人差が表れ、選択する本もさまざまです。年齢に応じた難易度の本、発達段階に適した本を子どもにきちんと届けることが重要となるため、読み聞かせやブックトーク（※10）等で多くの本を紹介していくことが大切です。この時期に読書へ関心を持ち、さまざまな本へ興味を広げるとは、その後の読書習慣の形成にも関わってきます。そのため、子どもが日常的に利用する学校図書館の環境を整えることは、子どもの読書活動を支援するために重要なことです。

○中学生から高校生

中学生からの読書活動は、自主性に任せられることが多くなります。さらに勉強や部活動等で日々の生活が忙しくなるため、読書の時間を取るのが難しく、読書離れが指摘される時期でもあります。興味ある分野が広がり多様化する年代のため、学校図書館や市立図書館では子どもの関心を引くような蔵書や環境整備を行うことが重要です。一方で、読書レベルの高い子どもが満足感を得られるような蔵書も必要です。小学生までに育んだ読書習慣を継続させていくための、幅広い蔵書や魅力的な読書環境が求められます。

2. 計画の目標

（1）子どもの読書活動の具体的な取組

子どもが読書活動を行う環境を大きく考えると、家庭・地域、幼稚園・保育所（園）等、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）、学校、市立図書館が挙げられます。それぞれが子どもの読書活動を推進するために必要な役割を認識し、関係各機関が主体的に課題に取り組みます。

（2）読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書を

楽しむことのできる環境を作ることが必要です。学校図書館や市立図書館の充実、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）や北部交流センター（チクロス）、令和6（2024）年4月オープン予定の筑後南コミュニティセンター等の図書コーナーをより充実させます。また、移動図書館車としよま〜る号を活用し、市内の様々な施設等で貸出サービスを行っていきます。

（3）関係各機関との連携・協力

子どもの読書活動を推進するために、関係各機関の連携・協力をさらに深めていきます。関係各機関が課題を把握し、特性を活かしながら関係を深めていくことが、子どもの読書活動の継続的な発展に繋がります。

（4）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

子どもの読書活動を広げるためには、子どもにとっての読書の意義や重要性について、市民に理解と関心を持ってもらう必要があります。講演会やイベント等の読書活動関連事業を積極的に行い、広報誌やホームページ、SNS等を活用し、広く情報を提供していきます。

3. 計画の期間

令和6（2024）年度から5年間とします。

第3章 子どもの読書活動の推進

1. 家庭

子どもの読書活動を推進するためには、保護者が読書の重要性を理解することが大切です。特に、子どもの読書習慣は、日常の生活の中で形成されるものであり、読書が継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的に取り組むことが重要です。

家庭においては、子どもの成長に合わせた読み聞かせ、子どもと一緒に本を読むことや市立図書館の利用など、読書に親しむきっかけを作ることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。また、読書を通じて家族で感じたことを話し合うなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。平成25（2013）年11月からは、無料で市立図書館から自宅に本を届ける宅配サービスを実施し、乳幼児がおり来館が困難な保護者への利用促進を行っています。

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）においては、乳幼児期における保護者の語りかけや読み聞かせの重要性を伝え、絵本に親しめるような事業展開を図っています。

（1）子どもの読書活動の具体的な取組

①ブックスタート事業の推進

4か月児健診時にボランティア活動で絵本の紹介をしながら、絵本等が入ったブックスタートパックを手渡しています。その際に、絵本を介して親子の楽しい時間を過ごすことや、子どもが早い時期に本とふれあうこと、またそのきっかけをたくさん作ることの大切さを伝えています。子どもの健やかな心と体の成長と保護者の育児を支援するために、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

②おはなし会等の充実と参加の呼びかけ

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）では、おでかけ図書サービスの日に合わせ、読書ボランティア「グーチョキパー」「ぼちぼち」による読み聞かせを月2回開催しています。今後も、ボランティア団体の支援を行い、おはなし会の開催や内容の充実を図ります。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体を支援して、ボランティア

活動等の機会や場所を提供することにより、おはなし会の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの行事内容を積極的に住民に伝えていくことが重要となるため、チラシやポスター、広報誌やインターネット、SNS等による活発な広報活動を行います。

(2) 読書環境の整備

①身近に本がある環境への整備支援

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）内の「つどいのひろば」に図書館の絵本や育児関連の本を常時約700冊設置し、定期的に入れ替えをしています。親子が自由に本に触れ合えるように、さらに環境を整備していきます。また市立図書館より“おでかけ図書サービス”として月2回移動図書館車としよま〜る号で貸出を行い、いつでも本が返却できるよう、返却ポストを設置しています。市立図書館で借りた本も返却できるよう一般市民にも開放しています。

②図書リストの配布・設置

4か月児健診時に東京子ども図書館が発行している「本よんでよんでもらってうれしいさん」を手渡しています。ブックスタートの際に渡す絵本以外にも、0・1・2歳児におくる絵本として数冊ほど掲載し、保護者へ向けて赤ちゃん絵本の紹介をしています。

また、市立図書館には、読書ボランティア団体が学校や市立図書館のおはなし会等で実際に使用した図書のリスト「朝読・おはなし会で読まれた本」、学校図書館の司書部会で作成された冊子「図書の先生おすすめの本」があり、配布もしています。

さらに、コロナ禍においても、年齢別ガイドブック「筑後市立図書館おすすめの絵本・児童書」を作成し、配布するとともに、それらを市立図書館ホームページで閲覧したり、ダウンロードしたりすることも可能としています。毎年インターンシップ（※11）の学生や先生にもおすすめの本の記入をお願いし、どなたでも閲覧できるよう設置しています。

今後も引き続き、子どもの読書活動の手助けとなるような図書リストの作成や活用を行っていきます。

③うちどく（家読）（※12）セットのコーナー設置・貸出

子どもが読書習慣を身につけるには、家庭での読書環境が重要な要因の一つです。身近にいる保護者が読書を楽しむ姿を見て、本を介した家

族間のコミュニケーションのきっかけづくりのための取り組みを行っています。具体的には、年齢層に応じたおすすめの本5冊と感想を記入する「読書の記録」を図書館司書が選書した「うちどくセット」として貸出を行っています。子ども読書週間等において定期的に「うちどくセット」を活用した「家読マラソン」のイベントも開催しています。今後もセットの普及や広報に努め、家読を推進していきます。

(3) 関係各機関との連携・協力

①子育て支援拠点施設（おひさまハウス）との連携・協力

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）の事業として、おひさま教室（毎月開催）、マタニティ&赤ちゃんひろば（毎月3回開催）において、保育士が絵本の読み聞かせを行い、乳幼児期から絵本に親しむ機会を設けています。今後も、絵本・紙芝居、パネルシアター（※13）等を使ったおはなし会など、親子で参加することのできる魅力的な行事を開催していきます。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

①家庭での読書の啓発

周囲の大人の読書に対する姿勢は、子どもに大きな影響を与えます。身近にいる大人が、普段の生活の中で読書を楽しんでいる姿を見ていくことで、子どもは本を読むことは楽しいものだと感じることができます。このように読書はテレビやゲーム等のメディアとは違った、家庭での時間を与えてくれます。

内閣府の令和3（2021）年調査によれば、スマートフォンの利用状況は小学生で40.2%、中学生で74.0%になっており、年々増加傾向にあります。こうしたスマートフォン等に向かう時間が長くなるほど、読書の時間が減っていくと予想されます。

こうした現状をふまえ、筑後市では、家庭での読書に関する情報提供や読み聞かせの楽しさ、読書の重要性について、より一層の理解の促進を図っていきます。

②講習会の開催

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）にて毎年2回行っている子育てボランティア講習会内で、子どもと絵本に関する講座を開催しています。

子どもを取り巻く大人や保護者を対象に、読書活動への理解と関心を深めるための教室、講習会を開催していきます。

2. 地域

地域にある身近な施設（子育て支援拠点施設（おひさまハウス）、北部交流センター（チクロス）、筑後南コミュニティセンター）の図書コーナーは、子どもが家庭や学校以外で本と出会う場所であり、自由な読書活動を行える場となっています。子どもが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しむことのできる読書環境を整備することは、読書への関心を高め、さまざまな本への興味を広げることにつながります。子どもができるだけ身近な場所で、読書ができるよう、地域において図書コーナー等の整備、充実が求められます。

また、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもの周囲にいる大人がまず読書に親しむことが大切です。そして、子どもが本に親しむことのできる環境を作り、読書の楽しさを体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。そのため、生涯学習のあらゆる場において、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を広めていく必要があります。

（1）子どもの読書活動の具体的な取組

○読書活動の機会の充実

市立図書館や学校をはじめとする地域の公共施設で、子どもやその保護者を対象としたおはなし会、本の講座、テーマ展示など読書活動に関する行事を開催しています。今後も、絵本や紙芝居、パネルシアター等を使ったおはなし会や絵本作家の講演会など、親子で参加することのできる魅力的な行事を多数開催していきます。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体を支援して、ボランティア活動等の機会や場所を提供することにより、おはなし会の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に住民に提供することが重要となるため、チラシやポスター、広報誌やインターネット、SNS等による活発な広報活動を行います。

（2）読書環境の整備

①学童保育所における読書活動の充実

放課後の子どもの居場所として、学童保育所があります。学校の授業を終えた子どもは、学童保育所で、その日の宿題をしたり、本を読んだり、友達と遊んだりしています。また、子どもが本に親しみ、読書の習慣が身につくよう、支援員等が読書環境を整えています。

学童保育所において、気軽に読書できるよう、ニーズに応じた図書を充実させることが必要です。

②地域子育てサロンにおける読書活動の充実

地域子育てサロンでは、絵本等の読み聞かせを推進しています。地域によって異なりますが、毎回サロンのスタッフが読み聞かせを行うところもあり、親子が絵本に出会う機会をつくっています。サロンでの読み聞かせは、保護者の読書活動のきっかけになっています。

③市の公共施設等におけるアウトリーチサービス（※14）の拡充

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）では、移動図書館車としよま〜る号による貸出サービスを実施し、身近に図書に接することができる地域のサービス拠点となっています。市立病院でもサービスを実施し、入院中でも読書を楽しむことができます。

さらに、平成29（2017）年11月にオープンした北部交流センター拠点施設（チクロス）で月2回移動図書館車としよま〜る号による貸出サービスを実施し、常時約1400冊の本を設置しています。

また、令和6（2024）年4月にオープン予定の筑後南コミュニティセンターでも移動図書館車としよま〜る号による貸出のほか、常設書架を設置し、筑后市南部の新たなサービス拠点となります。

※資料2（P28）をご参照ください。

（3）関係各機関との連携・協力

○ボランティア団体との連携・協力

筑後市には、主に保護者を中心として結成し、各小学校で読み聞かせ等をする読書会、そして学校や市立図書館、子育て拠点支援施設（おひさまハウス）等で活動する読書ボランティア団体が多数あります。また、市立図書館の活動を支援するボランティア団体「筑后市立図書館をささえる会」等もあります。

年に3回、各読書会・団体の代表者、市立図書館・学校図書館職員が集まり、意見交換会を行い、各々の活動内容の理解を深めています。今後も多くの子どもに本の楽しさを伝えていただくため、より一層の連携や協力を行っていきます。

※資料3（P29）をご参照ください。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

①「子ども読書の日」・読書週間の取り組み

4月23日は「子ども読書の日」(※15)として制定されました。現在「こどもの読書週間」は、この日から5月12日までの約3週間です。秋の「読書週間」と合わせ、子どもの読書活動推進のため様々な行事を開催し、活発な取り組みを行っていきます。そして、チラシやポスター、広報誌やインターネット、SNS等を活用し、積極的に広報活動を行っていきます。

②市広報誌・図書館報等や市立図書館ホームページ、SNS等の活用

筑後市が発行している広報誌「ちくご」では、毎月イベント情報や市立図書館に関する情報を発信しています。

他にも、図書館報「ちっこツタエル」をはじめ、市立図書館ホームページや筑後市の公式LINEなどのSNS等で、子ども向けの読書行事やイベントの周知を行っていきます。また、より充実した子ども向けの利用案内等を作成し、市立図書館への興味や関心を高めていきます。

3. 幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小規模保育

幼稚園・保育所(園)等では、子どもが、本と出会い、ふれあう環境を整備し、絵本等に親しむ機会を提供することが必要です。絵本を通して、子どもは感情が豊かになり、人への愛情や信頼感が育まれます。

そのために、幼稚園・保育所(園)等では、年齢に応じた絵本の読み聞かせ等の様々な機会を提供します。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

○読み聞かせの実施・支援

乳幼児期の子どもにとって、身近な大人(保護者)による読み聞かせは、読む人の愛情とともに読書の楽しみを知る大切な機会です。また、大人(保護者)の読書に対する認識の深さが子どもの読書習慣を育みます。

幼稚園・保育所(園)等では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、それらを通して身近な事象について学んだり、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけたりするための読書活動を行っていきます。家庭でも、保護者が、絵本などを使った

肉声での語りかけを十分に行うことが、子どもの健やかな成長にはかせません。そこで、幼稚園・保育所（園）等では、保護者に対して読み聞かせの大切さを知らせるとともに、絵本の紹介や貸出をするなど、親子の読書体験を支援するための取り組みも行っていきます。

（２）読書環境の整備

○身近に本がある環境への整備

幼稚園・保育所（園）等では、子どもが自由に絵本にふれることができる絵本コーナー等の読書環境の整備や、子どもの興味や発達段階に合わせた絵本の設置等、内容の充実を図っていきます。

子どもが本に親しむ環境をより良くするためには、図書館を活用し、偏りなく様々なジャンルの絵本や紙芝居、大型絵本などの充実を図ることが必要です。そこで、図書館の幼稚園・保育所（園）等へ向けた団体貸出の利用をさらに広めていきます。

（３）関係各機関との連携・協力

○市立図書館との連携・協力

幼稚園・保育所（園）等では、図書館と連携して、読書活動のPRポスター掲示やチラシ配布を行い、親子読書へのはたらきかけを行います。

（４）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

○保護者への啓発

幼稚園・保育所（園）等では、図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行い、保護者に乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本を紹介していきます。

また、読書活動の質を高めるために、定期的に保育士等向けの研修も行っていきます。

4. 学校

小・中学校において、子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」（※16）として機能することが重要です。

そのためには、学校図書館の図書が児童・生徒にとって魅力的かつ充実して

いる必要があります。また、学校が図書館を中心として読書に関する様々な活動を行い、図書に関する様々な情報を児童・生徒に発信することで、身近で楽しく、足を運びやすい場所となります。

学校における読書活動を充実させるために、学校、教育委員会、市立図書館が連携して、子どもの読書活動の推進を支えています。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

① 図書館教育計画の整備

小・中学校において、読書活動及び学校図書館の活用等に取り組む「図書館教育」を計画的・系統的・効果的に推進するために、年間指導計画や教育課程上の位置づけを行います。

今後も各校が定める教育指導計画書において、学年や教科に応じた図書館教育全体計画を制定し、小・中学校の図書館教育推進体制を整備します。

② 伝記・偉人伝を読む活動の実施

小学校においては、生き方を学ぶことになる伝記や偉人伝を読む活動の推進を通して、読書活動の充実に取り組みます。

(2) 読書環境の整備

① 司書教諭の配置

学校図書館法において、12以上の学級がある学校については、司書教諭の配置が義務づけられています。司書教諭は、学校図書館メディアの選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校の読書環境を整備するうえで大変重要な役割を担っています。今後も司書教諭を配置し、学習活動や読書活動の充実を図ります。

② 学校司書の配置

子どもが読みたい本や知りたい情報を入手するためには、図書に精通した学校司書の存在が大きな役割を果たします。

現在筑後市においては、全小・中学校14校に学校司書を配置しており、今後も引き続き配置します。また学校司書による学校図書部会を組織しており、会議や研修への派遣を行うことにより、学校司書の資質向上を図ります。

③図書資料の充実

学校図書館にある本は、子どもにとって魅力があるものでなければなりません。また、幅広いジャンルの本を揃えることにより、子どもがより多くの図書に触れる機会を提供しなければなりません。

一方、授業（国語科、社会科、生活科等）では、学校図書館の図書を活用して調べ学習を行うため、これらに対応できる図書や資料の充実を図る必要があります。

そのような状況の中、学校図書館の蔵書数は、「学校図書館図書標準」（※17）により、学校規模等に応じて必要な蔵書数の標準が定められており、全小中学校にて「学校図書館図書標準」を達成しています。

今後も図書の購入に際しては、学校において、児童・生徒のニーズを把握し、司書教諭、図書主任、学校司書が連携し、また図書発注システムの検索機能を活用して、厳選して必要な図書を購入します。また、経年によって記述内容が古くなり利用価値が失われた図書や破損・汚損等により書籍としての魅力が失われた図書の廃棄を行うことで、図書館資料の質を高めます。さらに、市内学校図書館との連携による貸出や市立図書館からの団体貸出、県立図書館との相互貸借（※18）の活用を行い魅力的な本や必要な本をタイムリーに提供します。

④蔵書点検の実施

学校図書館において、児童・生徒が目当ての本にたどり着くためには、蔵書が正しく分類され、あるべきところに配架されている必要があります。また、蔵書データベースに登録されている本と、書架にある蔵書は同一である必要があります。

そこで、学校図書館貸出システムの蔵書点検機能を活用し、定期的に蔵書点検を行い、正確な蔵書数を把握し、適切に蔵書を管理します。

⑤学校図書館環境整備

子どもが読書に親しむためには、学校図書館が自由に読書を楽しみ、くつろげる空間であり、子どもにとって、足を運びやすい場所となっていなければなりません。

そのために、季節や行事に合わせた展示や掲示物等を工夫し、温かい雰囲気子どもにとって魅力ある学校図書館にします。

⑥団体貸出の実施による図書の充実

各学校においては、学期毎に市立図書館からの団体貸出を活用し、学

校が必要とする本や学校図書館蔵書にはない魅力ある本を児童・生徒に提供しています。

今後も、この事業を継続し、児童・生徒にとって魅力ある学校図書館づくりに努めます。

(3) 関係各機関との連携・協力

○ボランティア団体との連携

多くの小学校では、保護者等で組織した小学校読書会（9団体）の協力のもと、読み聞かせ等の活動を行っています。

今後も、ボランティア団体と連携・協力し、読書活動の充実・活性化を図っていきます。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①朝の読書活動の実施

読書は、子どもの知的活動を推進し、人間形成や情操を養ううえで重要な役割を果たしています。

小・中学校では、子どもに読書の楽しさを実感させ、読書に対する意欲を喚起することを目的として、朝の読書活動を行っています。

この活動を通じて、子どもへ読書の習慣づけを図ることにより、読解力や想像力などの国語力が向上するほか、様々な効果に繋がるよう、今後もこの活動に取り組んでいきます。

②読書関連行事等の実施

「読書月間」や「読書週間」に合わせ特別行事等の企画を児童・生徒による図書委員と共に行っています。今後も、読書への意欲や関心を高め、本に親しむ習慣を育てるような企画を行っていきます。

③図書館だよりの発行

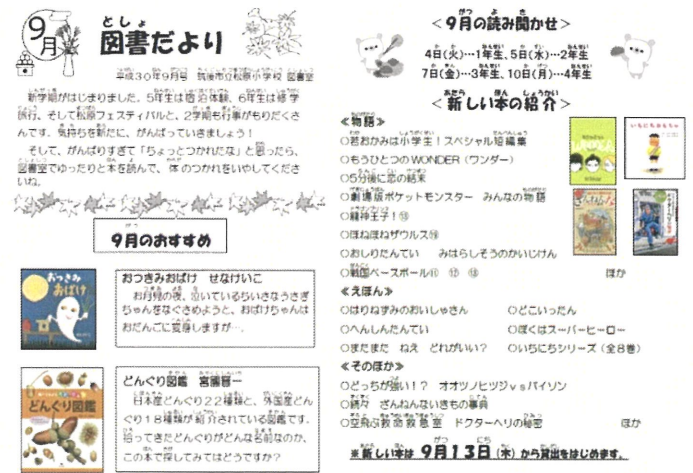
現在、筑後市の小・中学校では全校において毎月「図書館だより」を発行しています。

このように、児童・生徒が図書館への関心を持つために、「図書館だより」を利用してタイムリーな話題や情報を提供しています。

今後も、この取り組みを継続し、児童・生徒にとって魅力ある情報を提供していきます。

(図5)「図書館だより」の主な内容

- 年度当初の図書館利用案内
- 図書館配置図
- リクエスト受付案内
- 図書委員会活動の紹介
- 新刊の案内
- 季節のあいさつ
- 統計情報



5. 図書館

令和4(2022)年度統計によると、市立図書館には、約15万冊の蔵書があり、うち約5万2千冊が児童書となっています。

また、筑後市は古くから読書ボランティア活動が活発なため、とても良い児童書を多く所蔵しています。これらの本をより多くの子どもに届けるために、市立図書館は本に関する様々なネットワークの中心になり、子どもの読書活動を支援し、読書環境の整備に取り組めます。

この活動を支える図書館員は専門的な知識が必要とされますので、県立図書館等で行われている研修に積極的に参加し、資質の向上に取り組めます。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

①チャイルド・ライブラリアン

子どもの読書週間のイベントで、カウンター作業、読み聞かせ、本の修理、本の整理といった司書の仕事体験をした子どもたちが、体験後おはなし会での読み聞かせや本の整理といったボランティア活動を行っています。

こうした活動を年間通して行うことにより、より一層市立図書館を身近な場所に感じ、読書の推進と子どもの図書館利用を促進します。

②団体貸出

幼稚園・保育所（園）等・小中学校などの団体に対して、セット貸出や特別貸出を行っています。子どもが、より身近な場所で本と出会えるように、また、先生方の読書教育を支援するために利用システムを充実させます。

③読書相談やレファレンスサービス（※19）

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書にかかわる人からの読書についての相談やレファレンスに、細やかな対応をします。

また、読書のきっかけづくりや、読む本を選ぶときの参考になるように「テーマ展示」や「おすすめの本」のリスト作成等を充実させます。

④読書ボランティアへの支援

子どもの読書活動を推進するうえで、読書ボランティアの活動は重要な役割を果たしています。関係機関や団体、施設等とのネットワークを活かし、活動の促進や充実を図ります。

また、ボランティア団体が主催する研修等の活動支援を行うとともに、図書館業の中のさまざまな作業（本の修理等）といった個々に合ったボランティア活動を支援していきます。

⑤読書通帳（※20）の導入・推進

令和元（2019）年10月にふるさと納税を活用し、図書館で借りた資料の記録が出来る読書通帳を導入しました。0歳から無料で提供しています。自分の読書履歴を意識することで、読書習慣の定着に役立ち、子どもの成長記録として残していくことができます。今後も積極的に周知し、活用を促していきます。

⑥電子図書館（※21）の導入・推進

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍でも来館しなくても読書を楽しめるよう、令和4（2022）年1月筑後市電子図書館をオープンしました。いつでもどこでもパソコンやスマートフォン等の電子機器から、インターネット上で電子書籍を楽しむことができます。今後は電子図書館上でも児童文学、絵本等のコンテンツの充実を図っていきます。

特に、読書離れ対策として中・高生への周知を図ります。

⑦移動図書館車としよま〜る号の導入・運行

令和5（2023）年3月新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、移動図書館車としよま〜る号を導入し、令和5（2023）年4月から子育て支援拠点施設（おひさまハウス）等の市内各施設や幼稚園・保育所（園）等への巡回貸出サービスを開始しました。絵本や児童書などを中心に、巡回場所に合わせて入れ替えを行いながら、約500冊を積載し巡回しています。

子どもたち自らが読みたい本を直接書架から選ぶ体験を通して、本と出合う喜びを感じ、より一層読書に親しむ環境づくりに取り組んでいます。

今後も運行の継続とサービス拡大に努めます。

（2）読書環境の整備

①児童コーナーの充実

赤ちゃん絵本にはじまり、小学生から中学生・高校生向けに魅力ある蔵書構成とするために、幅広くそろえている本を、さらに子どものニーズに対応しながら充実させます。

また、本の配置等の見直しを行い、子どもにもわかりやすく、利用しやすい環境づくりをめざします。

②ヤングアダルト（※22）コーナーの設置

市立図書館では、児童コーナーとは別に10代の子どもを対象に専用のコーナーを設けています。ヤングアダルト向けの小説をはじめとして、職業案内本や資格取得のためのガイドブックなど利用希望の多い本を集めています。

部活動や勉強で忙しい子どもは読書離れの時期です。この子どもが一人でも多く読書に関心を持つように、講座企画や蔵書をさらに充実し、周知を行い、利用を推進します。

③インターネットコーナーの設置

スマートフォン等が身近にある生活環境となり、インターネットによる情報収集が不可欠な社会になっています。そのため、情報リテラシー（※23）の向上をふまえ、資料収集や研究調査を行う子ども（小学校3年生以上）に、コーナーの利用を開放しています。引き続き、アクセスサイトへの規制に配慮しながら、青少年が気軽に利用できるように一層の整備充実を図ります。

④障がいのある子への読書支援

令和元（2019）年視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（※24）が施行され、さまざまな理由により読書が困難な子どもたちへの支援の充実がより一層求められています。

今後も点字資料のほかにLLブック（※25）やマルチメディアDAISY（デイジー）図書（※26）等の充実を図り、関係機関と連携・協力し、様々な資料や情報の収集し提供を行っていきます。

また、県立図書館や福祉協議会など資料を取り扱っている機関の相互貸借サービスの周知も行っています。

⑤多文化サービス（※27）

平成28（2016）年10月から英語のおはなし会を開催しています。平成31（2019）年4月にはボランティア「SMILE GARDEN」が発足しました。毎月第3土曜日に英語のおはなし会を開催しています。

また、児童コーナーでは、英語と日本語の絵本2冊を組み合わせたセット貸出本を常設しています。ヤングアダルトコーナーでも外国語の本を集めたコーナーを常設し、小説だけでなくいろいろな分野の資料を収集し提供しています。

（3）関係各機関との連携・協力

①他の図書館との連携・協力

市立図書館には自館の資料はもとより、県や他自治体との相互貸借等を活用することによって、子どもに豊かな読書環境を提供することができます。市立図書館は、福岡県図書館情報ネットワークシステム（※28）への参加に加え、全国の大学図書館、公共図書館、専門図書館等のネットワーク利用で、数多くの本を他館と貸し借りしています。

今後も、情報交換等を行い、さらに相互貸借の推進をします。

②子どもを対象とした読書活動団体等と連携・協力

地域や学校等で活動している読書ボランティア等に、子どもの読書活動に関する情報の提供を行います。それとともに、市立図書館を団体間の情報交換や交流の場として、学期に1回「小学校読書会・ボランティア代表者会議」を開催しています。今後も施設や資料の提供をし、連携して子どもの読書活動を推進していきます。

また、年度末には各小学校読書会、ボランティア団体より一年間朝読

やおはなし会で読んだ本の一覧を提出してもらい、それをもとに市立図書館でリスト化・製本したものを各団体に配布しています。秋の読書週間では、各団体がテーマを決めて絵本を展示する絵本カーニバルを行うなど、連携・協力を行っています。

③各小・中・高等学校との連携・協力

司書教諭や学校司書と情報交換をしながら、レファレンスサービス、リサイクル本（※29）の活用、伝記やSDGs（※30）図書のセット貸出、市立図書館見学、職場体験学習等を積極的に受け入れることで、市立図書館に親しみを持ってもらえるよう、学校との連携・協力体制を整備していきます。

④筑後市教育支援教室「スマイル」との連携・協力

学校復帰及び社会的自立のために支援を行う教育委員会の機関・筑後市教育支援教室「スマイル」のボランティア体験の授業を行っています。ブックスタートのブック作りやおはなし会のプレゼント作成などのボランティアを体験しています。

今後も本と親しむ市立図書館の環境を活用した支援を継続していきます。

（４）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①市立図書館行事の開催

毎週土曜日のおはなし会、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）での出張おはなし会、夏休みや冬休みなどの時節に合わせたイベントやおはなし会、ボランティア団体によるおはなし会などでは、子どもに楽しく本と出会える機会を提供しています。

今後もそれぞれのおはなし会では、対象年齢にあった絵本の読み聞かせや、手あそび、わらべうたなど内容も充実させることで、参加した親子が本に親しみがわき、本の世界に入るきっかけをつくっていきます。また、夏休みSDGs工作教室など、時代に沿ったイベントを開催していきます。このように、市立図書館に親しみ、市立図書館の利用を促すために、魅力のある企画を充実していきます。

②啓発・広報活動

幼いころから本と親しむことが子どもの生きる力を育むことを伝え、家庭での読書環境を整えるために、ブックスタート事業をはじめ、子ど

も向けの読書行事やイベントの周知や案内を行います。

子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことが、読書環境の一層の充実となるため、団体や関係機関等で行われる活動状況を把握して、地域や家庭に向けて情報提供を行っていきます。また、読書関係ボランティア団体の活動状況等も広く紹介し、今後も引き続き、積極的な啓発活動を進めていきます。

③テーマ展示の充実

児童コーナーでは、季節や行事等のテーマに沿った本を集め、特集展示することで子どもたちに新たな本との出会いを促進します。また、子どもにどのような本を選んでよいか迷う保護者の悩みを解決する一つの方法となっています。随時、時節に応じたテーマ展示を行っていきます。

【用語集】

※1 読み聞かせ

主に子どもに対して、絵本などを見せながら、読んで聞かせること。本に対する興味を育て、読書へのきっかけとして効果が期待される。

※2 ブックスタート

赤ちゃんと保護者に、絵本を介して生まれる言葉と心の通った温かい時間の大切さを伝える運動。市町村単位で0歳児健診時に実施されることが多く、絵本や子育てに関する資料の入った「ブックスタートパック」を配布している。

※3 おはなし会

子どもを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。本の世界の素晴らしさや豊かさを、子どもに直接伝えることができ、その後の読書へのきっかけともなる。

※4 読書ボランティア

読み聞かせやおはなし会の開催など、本の紹介や楽しさを伝えるための活動を中心として行うボランティア。名称は、おはなしボランティア、読み聞かせボランティアなど多数あるが、ここでは読書ボランティアに統一して表記する。

※5 団体貸出

学校や施設、ボランティアなどの団体利用者に対して、多数の図書資料を長期間貸出する方法。

※6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう国が予算措置したものの。

※7 移動図書館車

図書館員と図書館資料を載せ、地域のさまざまな場所へ出向き、貸し出しなどの図書館サービスを行う車のこと。ブックモバイル(BM)ともいう。

※8 GIGA スクール構想

一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するため、令和元(2019)年に打ち出された。

※9 朝の読書活動

学校で始業時間の前に10～15分間程度、読書の時間を設けること。子どもに読書の楽しさを体験させ、読書が習慣づくことを目的としている。

※10 ブックトーク

あるテーマに沿って、様々な分野の本を数冊選び、順序立てて紹介するもの。読書に対する興味や幅を広げることに効果的な方法と言える。

※11 インターンシップ

学生が将来の就職に向けて、興味のある企業などで一定期間研修生として働き、職業体験を行う制度。

※12 うちどく(家読)

「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書することで家族でコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動のこと。

※13 パネルシアター

不織布や和紙などで作った絵や図形を、付着力のあるパネル布を貼った舞台に貼ったり、外したりして、おはなしなどを展開していく方法。

※14 アウトリーチサービス

図書館から遠い地域に居住している市民や、身体的理由などで図書館を利用したくても利用できない市民に対して、図書館側から出向いて行うサービスのこと。

※15 子ども読書の日

国民に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの読書活動意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13(2001)年12月公布・施行)に基づき制定された。資料4(P 30)を参照。

※16 「読書センター」「学習センター」「情報センター」

学校図書館の3つの機能。読書の習慣化を図り、読書を楽しむ「読書センター」。授業で図書館を活用し、課題を解決する調べ方を身に着ける「学習センター」。情報を自分で正しく活用し情報リテラシーを身に着ける「情報センター」。

※17 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5(1993)年3月に文部省(当時)が定めたもの。学級数に対する蔵書冊数の標準が設定されている。

※18 相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵しておらず、購入することも難しい場合、その資料を所蔵する他の図書館から借用し、利用者に貸出をすること。

※19 レファレンスサービス

利用者の求める情報を、図書館の資料と機能を活用し、必要とする情報を見つけるための援助や、情報の提供を行うサービス。

※20 読書通帳

利用者が自分が借りた図書館資料の履歴を図書館システムと連動した専用端末を使って記録していくことができる通帳。資料のタイトルや貸出日などが印字できる。

※21 電子図書館

パソコンやスマートフォンなどの電子機器を使って、電子書籍を借りて読むことができるインターネット上の図書館。いつでもどこでも読書を楽しむことができる。

※22 ヤングアダルト

中高生などティーン・エイジャー、すなわち子どもと大人の間に位置する年齢層のこと。図書館ではその年代を対象とした独自のサービスを行っている。

※23 情報リテラシー

「情報を主体的に使いこなす能力」情報を自ら探索・収集し整理・分析し加工・発信していく能力。

※24 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元(2019)年公布・施行。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、制定された法律。通称「読書バリアフリー法」。

※25 LLブック

わかりやすい言葉を使う、写真や絵を入れる、漢字にふりがなをつける、絵記号をつかうなど、読みやすい工夫がされた図書。

※26 マルチメディアDAISY(デイジー)図書

パソコンやタブレット端末で目と耳から読書を楽しむ、電子図書の国際規格。音声と一緒に、文字や画像が表示される。自分が読みやすいように、文字の大きさ、音声のスピード、文字や背景の色を選ぶことができる。

※27 多文化サービス

日本語以外の言語の資料を収集、提供するサービス。外国人の日本語学習の機会を提供するとともに、さまざまな異文化理解のための資料を提供すること。

※28 福岡県図書館情報ネットワークシステム

福岡県内の図書館(室)間で、横断検索や相互貸借の依頼などを、インターネットを通じて行うことができるシステム。

※29 リサイクル本

図書館での利用の見込みがなく除籍した資料。

※30 SDGs(持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成される。

(図1) 市立図書館における年齢別利用登録者数

(単位：人)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生
平成27 (2015)	2,325	1,296	741	558
平成28 (2016)	2,641	1,304	800	648
平成29 (2017)	2,964	1,325	817	711
平成30 (2018)	2,683	1,135	411	341
令和元 (2019)	2,976	1,172	490	394
令和2 (2020)	2,976	1,447	583	416
令和3 (2021)	2,952	1,751	626	455
令和4 (2022)	2,922	2,035	666	527

(図2) 市立図書館における年齢別貸出冊数

(単位：冊)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生
平成27 (2015)	24,154	46,307	8,621	2,602
平成28 (2016)	22,029	45,203	8,473	2,347
平成29 (2017)	23,900	48,209	7,544	2,876
平成30 (2018)	25,422	49,951	8,673	2,908
令和元 (2019)	24,938	46,801	8,343	2,189
令和2 (2020)	18,356	34,586	5,744	2,203
令和3 (2021)	19,308	43,018	5,634	2,049
令和4 (2022)	23,980	44,760	5,547	2,288

(図3・4) 学校図書館における児童・生徒一人あたりの貸出冊数

(単位：冊)

年度	小学生	中学生
平成27 (2015)	173.4	25.0
平成28 (2016)	173.4	27.9
平成29 (2017)	164.8	33.3
平成30 (2018)	159.6	35.7
令和元 (2019)	160.9	36.0
令和2 (2020)	172.1	35.5
令和3 (2021)	182.5	33.3
令和4 (2022)	166.9	25.2

筑後市立図書館 アウトリーチサービス

令和5年10月1日現在

施設名	出張貸出	常設書架	セット貸し	配送・回収	備考
北部交流センター	○※1	○※2		○※3	<p>※1 令和5(2023)年4月より移動図書館車としよま〜る号にて貸出サービスを実施。毎月第2・4水曜16:00~16:30、移動図書館車としよま〜る号に積載する約500冊と、常設書架の本約1400冊が貸出可。返却期限は次回訪問日。利用者登録もその場で可能。</p> <p>※2 常設書架約1400冊。事務室にて常時貸出手続き可能。定期的に一部入替。</p> <p>※3 施設内に返却ポスト設置。図書館職員が随時回収。</p>
子育て支援拠点施設 おひさまハウス	○※1	○※2		○※3	<p>※1 令和5(2023)年4月より移動図書館車としよま〜る号にて貸出サービスを実施。毎月第2・4水曜10:30~11:45、移動図書館車としよま〜る号に積載する約500冊と、常設書架の本が貸出可。返却期限は次回訪問日。利用者登録もその場で可能。</p> <p>※2 常設書架約700冊。出張貸出時に毎回入替。</p> <p>※3 施設内に返却ポスト設置。図書館職員が随時回収。</p>
市立病院		○※4		○※4	<p>※4 東側3・4F談話室に常設書架約400冊。毎月第3木曜に入替。</p>
・認定こども園・保育園・小規模保育 幼稚園・保育所(園)	○※5		○※6	○※6	<p>※5 令和5(2023)年5月より希望した園で移動図書館車としよま〜る号を施設内に駐車し、園児・職員が積載する約500冊から選んで借りる貸出サービスを実施。</p> <p>※6 ①絵本(0・1・2歳用)、②絵本(3歳以上用)、③紙芝居、④先生用の4セットがあり、複数セット貸出可。貸出期間は1カ月もしくは2カ月。</p> <p>※6 セット貸し利用の場合は、1カ月もしくは2カ月に1度、新しいセットを配送し、前回貸出したセットを回収する。次回の配送時に回収。</p> <p>筑後中央幼稚園、九州大谷幼稚園、筑後二川保育園、水田幼稚園、筑後保育所、古川保育園、あさひ保育園、楠の実保育園、院内保育園きつずハウス、どろんこ保育園、めだか保育園、筑後どんぐり保育園、はらっぱ保育園、ニチキッズ長浜保育園、九州大谷ひまわりらんど…15園</p>
学童保育所			○※7	○※7	<p>※7 平成25(2013)年11月よりサービス開始。 ①絵本、②よみもの、③紙芝居の3セットを準備。</p> <p>ちくご元気っ子クラブ2か所(筑後小学校区)、ひまわり共和国・空組(羽犬塚小学校区)、すくすく王国(松原小学校区)、ホッとクラブ(水田小学校区)、わんぱくクラブ(水洗小学校区)、古島キッズクラブ(古島小学校区)、二川スマイルクラブ(二川小学校区)、わくわく共和国(筑後北小学校区)、はっぴーくらぶ(西牟田小学校区)、放課後児童クラブめだか園、市内巡回型学童ちくご☆クラブ…13団体</p>
小・中学校			○※8	○※9	<p>※8 平成28(2016)年度より伝記セット、令和4(2022)年度よりSDGsセットを準備。</p> <p>※9 学期毎に学校司書が図書館で選書後、各学校へ配送し、学期末に回収する。それ以外にも各学校からFAX等で貸出依頼があった場合は、随時配送。 市内全小・中学校…14校</p>

筑後市小学校読書会・読書ボランティア

令和5年7月1日現在

	団体名	活動人数	活動場所	活動周期	活動内容
小学校読書会	水洗おはなしの会	16名	学校	各学期 2回	同じメンバーで同じクラスに入って読み聞かせを行っている。スクリーンに絵本を映す場合もある。選書は学校司書が行っている。
	筑後北小おやこ読書会	7名	学校	年間 8～9回	読書会とは別に昼休みを利用した読み聞かせも実施している。読み聞かせできるメンバー数に応じて実施するクラスが変わる。選書は保護者が行っている。
	筑後小学校親子読書会	13名	学校	年間9回	メンバーが少ない時は、学校司書も参加している。コロナ禍以降は各クラスで実施している。高学年が低学年に紙芝居の読み聞かせをすることもある。
	西牟田小学校読書の会	8名	学校	第1・第3 水曜日	7月読書まつり（うち15分間）でプロジェクター等を使い、読み聞かせや手遊びをしている。図書日より会員の呼びかけを実施している。校長先生が読み聞かせに参加することもある。
	羽犬塚小学校 おやこ読書会	15名	学校	1・2・4年 月2回、 3・5・6年 月1回	毎学期1回大型読み聞かせを実施している。1学期は低学年、3学期は高学年。チラシを配布して、会員を募集している。
	ふたかわ読みきかせの会	4名	学校	月2回	全学年に読み聞かせを実施している。各学年、年2回の実施。校長先生が6年生最後の読み聞かせを実施している。チラシを配布して、会員を募集している。
	古川小学校親子読書会	3名	学校	年5回	6月の読書月間集会でエプロンシアターや大型絵本の読み聞かせを実施している。
	松原小学校読書の会	10名	学校	年6回	各自が図書館で選書し、実施している。校長先生、教頭先生が選書した本の読み聞かせも実施している。新1年生の保護者に会員募集の資料を配付している。
	水田読み語りの会	7名	学校	低学年8回 中学年6回 高学年5回	メンバーが足りない時はちくご読書の会ペえじさんの協力で実施している。読み聞かせ後、次回の選書をしている。読み聞かせ者の名前を知らない子どもたちとの距離を縮めるため、名札を作成し、着用している。
読書ボランティア	おはなしボランティア グーチョキパー	4名	おひさま ハウス	毎月第1 木曜日	0～5歳児対象。手遊びと赤ちゃん絵本を読み聞かせ。英語の絵本や手遊びも行っている。選書は各自で実施していて、毎回6～7組の参加者がある。
	おはなしボランティア ぼちぼち	4名	おひさま ハウス	毎月第3 木曜日	0～5歳児対象。手遊びと赤ちゃん絵本を読み聞かせ。手遊びも行っている。毎回6～7組の参加者があるが、選書した本が合うかどうかを悩みながらも、楽しみながら実施している。
	ちくご読書の会 ペえじ	22名	図書館	毎月第2 土曜日	学期毎に筑後中学校、羽犬塚中学校、筑後北中学校の朝読の時間として10～15分実施。依頼があれば学童、ティサービス、八女市の小学校等でも実施している。他にも、大人のためのおはなし会を年2回実施している。
	筑後市おはなしボラン ティア ぼけっと	9名	図書館	毎月第4 土曜日	おはなし会の実施。年1回交流会を開催。おはなし会終了後、情報交換をしている。
その他	筑後市立図書館を ささえる会	11名	図書館	毎月1回	ブックスタートの袋詰め、シール貼りなどの図書館から依頼された作業を偶数月の第1土曜日と奇数月の第1日曜日に実施している。
	えほんとわらべうた クスクス	5名	図書館	年4回 日曜日	わらべうた中心のおはなし会を実施している。
	英語のおはなし会 SMAILE GARDEN	7名	図書館	毎月第3 土曜日	英語と日本語での読み聞かせを実施しているが、日本語の読み手が不足している。ALTの先生に協力してもらっている。
その他	ブックスタートボラン ティア さくらんぼ	15名	保健セ ンター	毎月4カ 月健診時	絵本の紹介とブックスタートの意義などを伝えている。声を出して子どもに伝える大切さを親に説明している。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに

に、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成24年4月11日

教委告示第2号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、筑後市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事項について協議した結果を筑後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保育及び子育てを通じて子どもに関わっている者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 読書ボランティア代表
- (5) 図書館協議会委員
- (6) 図書館長
- (7) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、筑後市立図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会

策定委員会委員

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	筑後市保育協会	代 表	古賀 周子	
2	筑後市PTA連合会	会 長	中村 昇太	
3	筑後市小学校校長会	代 表	野中 幸代	
4	学校教育課	課 長	堤 好弘	
5	南筑後教育事務所	社会教育主事	古賀 直子	
6	社会教育委員	委 員	池口 百合子	
7	ちくご読書の会 「ぺえじ」	会 員	下川 くみ	
8	筑後市図書館協議会	会 長	坂川 和彦	委員長
9	市民公募		紫原 英子	副委員長
10	筑後市立図書館	館 長	一ノ瀬 留美	

第3次 筑後市子ども読書活動推進計画

令和6年（2024年）3月発行

編集・発行：福岡県筑後市教育委員会 図書館
〒833-0031 福岡県筑後市大字山ノ井 899 番地
TEL：0942-51-7200 / FAX：0942-53-4216
<https://www.city.chikugo.lg.jp>
